

1. 用語解説

【あ行】

用語	説明
育児・介護休業法	<p>平成3年に制定された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のこと。育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としています。</p> <p>平成21年には、取得率の低い男性の育児休業取得を促すことを目的に法律が一部改正され、父母がともに育児休業を取得する場合には取得期間を延長する制度「パパママ育休プラス」が平成22年に施行されています。</p>
おかがきホットライン (P19,38)	岡垣町と遠賀町が共同で開設している電話相談事業で、祝日や年末年始を除く毎週水曜日の午前10時から午後5時まで、夫や恋人からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、生き方、働き方、地域、家庭のことなど様々な悩みに対する相談に女性相談員が応じています。

【か行】

家族経営協定 (P30)	<p>家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。</p> <p>「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。</p>
クォータ制 (P29)	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のことです。
固定的性別役割分 担 (P11)	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

【さ行】

<p>参画 (P5 ほか)</p>	<p>単にイベントなどに加わることは「参加」ですが、参加という段階からさらに一歩進め、政策の企画立案や決定にも自らの意思で関わり、意見や考えを述べ、負担も責任も担い合うという主体的かつ積極的な態度や行動を「参画」としています。</p>
<p>ジェンダー</p>	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）とといいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われています。</p>
<p>女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）</p>	<p>1979年12月、第34回国連総会において我が国を含む130カ国の賛成によって採択され、1981年9月に発効しました。2012年6月現在、条約の批准国は187カ国であり、我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准しました。</p> <p>締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。</p>
<p>セクシュアル・ハラスメント（性的嫌らせ） (P17,21,37,39)</p>	<p>主に、職場で行われる様々な性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって、就業環境を著しく悪化させること。</p>
<p>ストーカー行為</p>	<p>特定の者に対する恋愛感情や好意感情又はそれが満たされなかったことに対する^{えんこん}怨恨の感情を充足する目的で、相手やその家族などに対しつきまとい等の行為を繰り返し行うこと。ストーカー行為等については、必要な規制や相手方に対する援助の措置等を定めた「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が平成12年に制定されています。</p>

【た行】

<p>ダイバーシティ</p>	<p>「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会とといいます。</p>
<p>男女共同参画社会基本法</p>	<p>男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日に公布、施行されました。</p>

男女雇用機会均等法	<p>昭和 61 年 4 月に施行された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」のことであり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を目的としている。募集及び採用に関わる女性労働者に対する差別の禁止や、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・解雇等において女性労働者に対する差別の禁止等が定められています。</p> <p>その後、2 回の大幅な改正があり、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止措置、男女双方に対する差別の禁止や間接差別の禁止などが盛り込まれています。</p>
デートDV	<p>デートDVとは、恋人間で生じる暴力のことです。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間のDVと同じ構図を持っており、力をふるう原因も同じです。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を一方向的に押しつけたりする「力と支配の関係」が根底にあります。</p>
特定事業主行動計画	<p>「次世代育成支援対策推進法」により、国の各府省や地方公共団体が「特定事業主」として自らの職員の子どもの健やかな育成のために、策定が義務付けられた次世代育成支援に関する計画のことです。</p>
ドメスティック・バイオレンス（DV） （P17,36,37,38）	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。</p> <p>なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もあります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いためです。</p>

【は行】

パワー・ハラスメント ト （P21）	<p>同じ職場に働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性^(※)を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。</p> <p>※上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対しての様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。</p>
-----------------------------------	---

<p>ポジティブ・アクション（積極的改善措置） (P30)</p>	<p>男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。</p> <p>ポジティブ・アクションとは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。</p>
--	---

【ま行】

<p>メディア・リテラシー</p>	<p>メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。</p>
--------------------------	---

【や行】

<p>ユニバーサルデザイン (P39)</p>	<p>障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。</p>
------------------------------------	--

【ら行】

<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利） (P35)</p>	<p>1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。</p>
<p>ロールモデル</p>	<p>将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデルをいいます。</p>

【わ行】

<p>ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和） (P11,31)</p>	<p>仕事中心のライフスタイルではなく、仕事・家庭・地域活動等のバランスの取れたライフスタイルのこと。ワーク・ライフ・バランスは、家族の絆を深めるとともに、少子高齢化への対応、生涯学習、ボランティア活動及び地域における活動の振興など社会全体としての観点からも、その推進が求められています。</p>
---	--